

株式会社ソフトクリエイト Zaseki7 for ガルーン R 2 サービスライセンス規約

上部に記載された株式会社ソフトクリエイト(以下、「ソフトクリエイト」といいます。)(のサービス(以下、「本サービス」といいます。)(の利用権(以下、「ライセンス」といいます。)(を購入された法人、団体および個人のみなさま(以下、「お客様」といいます。))へのご注意：
本サービスライセンス規約(以下、「本規約」といいます。))は、本サービスの内容及び提供条件について、お客様とソフトクリエイトの間に締結される法的な契約書です。お客様は、本サービスライセンスの購入申し込み前に本規約の内容を確認する手段やその機会があった場合は、ソフトクリエイトにご購入を申し込んだ時点で、ご購入申し込み前にその手段や機会がなかった場合は、登録キー証明書に貼付の保護シールを剥離した時点で、それぞれ本規約の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。

- 定義
本規約の条項において、用語の定義は以下のとおりとします。
(1)「サービスの提供者」とは、ソフトクリエイトおよびソフトクリエイトが本サービスの提供業務の一部および全部を委託した者をいいます。
(2)「お客様」とは、本規約の条項を承認の上、ソフトクリエイト所定の手続に従い本サービスの利用を申し込んだ法人・団体ならびに、ソフトクリエイトが本サービスのご利用を許諾した方をいいます。
(3)「該当ソフトウェア」とは、本サービスの対象となる下記のソフトウェアで、お客様がソフトクリエイトから適法に使用許諾権を得たものをいいます。
該当ソフトウェア：Zaseki7 for ガルーン 2
(4)「サービスライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲内において本サービスを利用することができる権利をいいます。なお、お客様が該当ソフトウェアの新規ユーザーライセンスをご購入された場合、初年度分のサービスライセンスが該当ソフトウェアの新規ユーザーライセンスに含まれており、よって初年度のサービス期間については無料で本サービスを利用することができます。
(5)「サービスライセンス登録キー」とは、お客様が本サービスの利用を許諾されたことを証明するもので、サービスの提供者がお客様に対して発行し、登録キー証明書に記載されたものをいいます。お客様は該当ソフトウェアにサービスライセンス登録キーを登録することで本サービスを利用することができます。
(6)「サービスライセンス料」とは、サービスライセンスの料金をいいます。サービスライセンス料は該当ソフトウェアの種類や許諾されたユーザー数によって変わります。
(7)「サービス提供期間」とは、お客様が本サービスを利用することができる期間をいいます。
(8)「サービスの終了日」とは、お客様の該当ソフトウェアにおける新規ユーザーライセンス登録キー証明書または、本サービスライセンス登録キー「サービスの終了日」として表示された日付をいいます。
(9)「サービス内容説明書」とは、新規に該当ソフトウェアをご購入戴いた際に配布されている、「サービスライセンスの内容について」として、本サービスの内容について記載された説明書をいいます。サービス内容説明書はサービスの提供者によって随時更新されます。サービスメニューが更新された場合、本サービス提供期間中のお客様に対しては、サービスの提供者のホームページにおいて、随時更新、公表されることにより、お客様の認識如何に関わらず、自動的に改訂・変更され、適用されることとします。また、本サービス提供期間終了後、再度本サービスの利用を再開されるお客様に対しては、最新のサービスメニューは、サービスの提供者のホームページに掲載されることにより、お客様の認識如何に関わらず、自動的に改訂・変更され、適用されることとします。

2. サービスの実施

- サービスの提供者は本規約の条項に基づき、本サービスにお申しいただいたお客様に対して本サービスを提供します。
(2)本規約は本サービスをご利用いただく際の、サービスの提供者とお客様との間の一切の係に適用されるものとします。

3. サービス内容

本サービスの内容は、サービス内容説明書に記載のとおりとします。

4. サービスライセンス料

本サービスのサービスライセンス料は、別途定められたとおりとします。本サービスをご利用になるための必要なサービスライセンスの種類およびサービスライセンス料は、サービスライセンス登録キーを入力する日においてお客様がご使用の該当ソフトウェアの種類や許諾されたユーザー数によって異なります。

5. お客様の権利と制限

- お客様はご購入されたサービスライセンスの範囲内で、本サービスを受けることができます。
(2)サービス提供期間は、本サービスの申し込み日やご利用開始日に関係なく、「お客様からのお申込をソフトクリエイトが承諾のうえ、サービスの提供者がお客様に対してサービスライセンス登録キーを発行したときから、サービスの終了日まで」とします。なお、サービスの終了日以降も本サービスを継続するため、継続するサービスライセンス(以下、「継続サービスライセンス」といいます。))をご購入された場合は、当該継続サービスライセンス登録キーに記載されたサービスの終了日までサービス提供期間が延長されます。
(3)本サービスの利用は、サービスライセンス登録キーを該当ソフトウェアに登録することにより可能となります。よって、お客様は、サービスライセンス登録キーがお手元に届き次第、速やかに該当ソフトウェアに登録してください。お客様の故意、過失を問わず、サービスライセンス登録キーを登録しなかった場合や、本サービスのお申し込み後サービスライセンス登録キーを登録する前に該当ソフトウェアのユーザー数に変更が生じた場合、などにより本サービスが受けられなかったとしてもサービスの提供者は一切の責任を負いません。また、サービスの提供者はお客様に対し、サービス提供期間の途中でサービスライセンス登録キーを登録、解除した場合において、サービスを受けなかった期間についてのサービスライセンス料の払い戻しは一切いたしません。
(4)お客様は、同一か否かを問わず、同一時期か否かを問わず、いかなるソフトウェアにおいても1つのサービスライセンス登録キーを並行使用、および再使用することはできません。
(5)1つのサービスライセンスで許諾されたユーザーの数、その他サービスライセンスの内容を複数に分割することはできません。
(6)お客様は、サービスライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲で、かつ該当ソフトウェアに登録され、使用が許諾されたユーザーのみ本サービスを利用することができます。よって、お客様は第三者に対し、本サービスを受ける権利を譲渡、貸与、リース、転売あるいはその利用を許諾したり、与えたりすることはできません。また、本サービスライセンス登録キーの複製、頒布、貸与、送信、リース、担保設定等を行うことはできません。
(7)お客様は、該当ソフトウェアをインストールしたサーバーを移管する場合、本サービスライセンス登録キーのデータについても該当ソフトウェアと一体としてそのまま移管しなければなりません。
(8)お客様は本サービスに関連するドキュメントやプログラムを修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成をすることはできません。
(9)本サービスは、本規約に加え、提供される各サービスの規定に従って取り扱われる場合があります。その場合、お客様はそれらの規定についても拘束されるものとします。また、各情報コンテンツの提供者によって提供されるサービス等のご利用については、各情報コンテンツ提供会社の定めるに基づきものとします。

6. お客様の氏名、連絡先等

- お客様は、本サービスの申し込み時にサービスの提供者に連絡した氏名、名称、住所、居所、その他連絡先等(以下、併せて「連絡先等」といいます。))について変更が生じた場合、速やかにその変更内容をサービスの提供者に届けなければなりません。
(2)前項の届け出があった場合、お客様は、サービスの提供者に対し、届け出の内容が事実であることを証明する書類を提示していただく場合があります。
(3)お客様の連絡先等の変更に関する届け出があった場合は、それ以後、サービスの提供者からお客様に対する連絡、通知は、変更先に対して送付されるものとします。本条第1項の届け出なく連絡先が変更された場合、サービスの提供者は、変更前の連絡先等に対して、通知、連絡したこともまたお客様と連絡がとれなかったことに起因して、お客様、サービスご利用者ならびに第三者に対して生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。
(4)サービスの提供者は、お客様からいただいた連絡先等は、本サービスの提供・管理を行うためやお客様に対し、ソフトクリエイトの製品・サービスに関する情報やサポートを提供するために利用いたします。

7. 保証・免責事項

- お客様は本サービスの利用に関わるすべての危険はお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。
(2)サービスの提供者は、お客様その他の第三者に対し、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用になることにより、または利用しなかったことにより発生した営業価値の損失、業務の停止、コンピューターの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の直接的、間接的、特長的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サービスの提供者は第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。弊社のいかなる口頭または書面による、いかなる情報または助言も新たな保証を行い、またはその他いかなる意味においても本規約の各条項の範囲を拡大するものではありません。またサービスの提供者は本サービスがお客様の要求を満足させるものであることを保証するものではありません。
(3)お客様が、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスを利用することにより、他の利用者又は第三者に対して損害を与えた場合には、お客様は自己の責任と費用において解決し、サービスの提供者は一切の責任を問わないものとします。
(4)サービスの提供者は本サービスにおける内容およびお客様が本サービスを通じて得る情報等についてその完全性、正確性、確実性、有用性などのいかなる保証も行わないものとします。
(5)インターネットを含むネットワーク障害、天変地異等の不可抗力に基づいて、ソフトクリエイトが債務を履行できないと判断する場合は、ソフトクリエイトは本サービスの提供を停止、中断することがあります。
この場合において、ソフトクリエイトは当該不履行に基づく一切の債務につき免責されるものとします。
(6)本規約第11条(サービスの一時停止)および第12条(サービスの変更・一部廃止)により、サービスの提供が不可能となった場合についても、お客様が既にお支払済みになったサービス料金等については一切払い戻ししないものとします。

8. 委託

ソフトクリエイトは本サービスの全部または一部をお客様の事前の承諾なしに第三者に委託することができます。

9. 権利の帰属

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号等に関する著作権、知的財産権その他一切の権利・無体の財産権は、ソフトクリエイトまたはソフトクリエイトに対し使用許諾している第三者に帰属するものとし、お客様に譲渡または本規約に定める以上に使用許諾するものではありません。

10. 登録キー情報の守秘義務と不正使用の禁止

- お客様は、故意、過失を問わず、また本サービス終了の前後を問わず、サービスライセンス登録キーに関するすべての情報を第三者に対して開示、漏洩してはけません。
(2)本規約の条項に違反したサービスライセンス登録キーの不正使用はこれを一切禁止します。

11. 本サービスの一時停止

- サービスの提供者は次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止、および緊急停止することがあります。
サービスを提供するために必要なサービスシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上又は工事をやむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が発生したとき
本サービスシステムに著しい負荷や障害が与えられることにより正常なサービスを提供することが困難であると判断した場合
サービスを提供することにより、お客様あるいは第三者が著しい損害を受ける可能性を認知した場合
電気通信事業者又は国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止および停止することにより本サービスの提供を行なうことが困難になったとき
(2)サービスの提供者は前項各号の規定によりサービスの提供を停止するときは事前にその旨をお客様に通知します。但し緊急、やむを得ない場合はこの限りではありません。
(3)サービスの提供者はお客様および第三者からの緊急停止要請に関しては原則としてこれを受け付けません。
(4)本サービスを停止すること、ならびに停止できなかったことによりお客様、および第三者が損害を被った場合も、サービスの提供者は一切の賠償責任を負いません。お客様はこれを承認するものとします。

12. サービスの変更・一部廃止

ソフトクリエイトはお客様との認識如何に関わらず、本サービス内容等を変更および一部廃止することができます。最新のサービス内容は、サービス内容説明書によって定められるものとします。また、本サービス内容を変更する場合、サービスの提供者は、お客様に対し、変更の2週間以上前にサービスの提供者のホームページその他ソフトクリエイトが提供する手段により当該変更の内容について通知するものとし、お客様の認識如何に関わらず、最新のサービス内容が適用されるものとします。

13. サービスの廃止

ソフトクリエイトは都合により本規約に基づく本サービスの提供の全部を廃止することができるものとします。なお、本サービスの提供の全部を廃止する場合、ソフトクリエイトはお客様に対し当該廃止の日より1ヶ月以上前にサービスの提供者のホームページその他ソフトクリエイトが提供する手段によりその旨を通知するものとします。

14. 解除

- お客様が本規約の条項および条件の1つにでも違反した場合、ソフトクリエイトは、お客様に対する事前の何らの催告なくして本サービス規約を即時解除することができます。
(2)お客様が本サービス期間の途中で解除を希望される場合には、サービス内容説明書に記載されている連絡先までご連絡のうえ、所定の手続を行なっていただくこととします。
(3)本規約が解除となった場合、お客様は該当ソフトウェアから、サービスライセンス登録キーを含め、本サービスに付随してインストールした一切のソフトウェア、プログラム等を破棄しなければなりません。
(4)解除理由の如何に関わらず、お客様が既にお支払済みの料金等は一切払い戻しされないものとします。
(5)本規約が解除となった場合においても、本規約の条項第10条(秘密保持と不正使用の禁止)については以降も継続されるものとします。

15. 再契約

本規約が解除となったお客様が再度契約を望まれる場合は、新たに契約を締結するものとします。この場合、ソフトクリエイトは過去にお客様が本サービスをご利用することによって作成、登録等されたデータの復活ないし継続利用の保証はいたしません。

16. 変更

ソフトクリエイトは本規約の条項の内容を変更することができるものとし、本規約の条項の変更後における本サービスの利用料金、その他の提供条件は変更後の規約の条項によるものとします。また、本規約の条項を変更する場合、ソフトクリエイトは、お客様に対し、変更の2週間以上前にサービスの提供者のホームページその他ソフトクリエイトが提供する手段により当該変更の内容について通知するものとし、お客様の認識如何に関わらず、最新の規約が適用されるものとします。

17. 準拠法および準則

本規約の条項は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。また、本規約の条項ないし、本サービスに関して紛争が生じた場合には、訴訟に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様もソフトクリエイトも合意するものとします。

18. その他

本サービスのご利用に関して、本規約の条項およびサービス内容説明書により解決できない問題が生じた場合には、お客様とソフトクリエイトの間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。